

建設労働者確保育成助成金〔技能実習コース(経費助成・賃金助成)〕計画届チェックリスト (建設事業主用)

H29.4.20

※平成29年4月1日以降に開始する技能実習コースについて
計画届の提出は、受講開始日の2か月前から原則1週間前
までとなります。
(例: 郵送の際、開始日が5月17日の場合、5月10日労働局到着有効)

◇送付先(照会先)
〒320-0043
栃木県宇都宮市桜 5-1-13
宇都宮地方合同庁舎4階
栃木労働局 職業安定部職業対策課
助成金事務センター 建設担当
TEL028-614-2263 FAX028-614-2264

◆平成29年4月1日から助成内容が一部改正されました。
詳しくは厚生労働省ホームページより
「建設労働者確保育成助成金」の一部改正についてご確認ください。

1. 申請要件 以下3要件のすべてに該当することが必要です。

1	<input type="checkbox"/> 申請者は、雇用保険制度に加入している中小建設事業主です。(雇用保険料率が 12/1000 であること) (注) 一人親方、及び同居の親族のみを使用している建設事業主は、助成の対象にはなりません。
2	<input type="checkbox"/> 助成金(経費・賃金助成)の対象となる受講者は、雇用保険に加入している建設労働者であること。
3	<input type="checkbox"/> 労働保険料(雇用保険料と労災保険料)を滞納していないこと。

2. 提出書類

1	<input type="checkbox"/> 建設労働者確保育成助成金(技能実習コース) 計画届 建助様式第2号 ※ 記入にあたっては、裏面の「記入上の注意」を十分熟読の上、記入ください。
2	<input type="checkbox"/> 訓練内容が確認できる書類 実施主体の概要、内容、実施期間、場所、受講料のわかる書類 (受講パンフレットや申込書等)

3. その他

届出を行った計画について、次のような変更を行うときは、事前に変更届を提出してください。

○ 変更事項

実習内容の変更、実施日、講習実施機関名、実施場所 に変更が生じた場合

建設労働者確保育成助成金に係る計画変更届	建助様式9号
----------------------	--------

4. 担当者

事業所名及び担当部署			
担当者名		建設業の具体的内容	
電話番号		FAX番号	

※ 計画届は受理番号を付けて、写しを返送します。支給申請時に必要なので大切に保管してください。

※ 書類への押印は、代表者印の押印をお願い致します。

建設労働者確保育成助成金(技能実習コース(経費助成・賃金助成))計画届
[建設事業主用]

労働局長 殿
公共職業安定所長経由)

建設労働者確保育成助成金(技能実習コース(経費助成)/技能実習コース(賃金助成))の計画の届出を行います。

(届出年月日)平成 年 月 日

<計画の届出を行う際の注意>

○労働局において計画の届出が受理された場合についても、支給申請時に支給申請書及び添付書類において支給要件を満たさないことを確認した場合は、支給できません。

<支給申請を行う際の注意>

- 技能実習コース(経費助成・賃金助成)の助成金は、その雇用する建設労働者(雇用保険の被保険者に限られます。)へ技能実習を所定労働時間内に受けさせ、その期間、建設労働者に所定労働時間労働した場合に支払われる通常の賃金の額以上の額の賃金を支払った中小建設事業主等に対して支給されます。
- 所定労働時間外に実施する場合は所定の賃金を支払うこと、所定労働日以外の休日に実施する場合は振替休日を与える又は所定の賃金を支払うことが必要です。
- 「通常の賃金の額」とは、当該労働者の時間外、休日及び深夜の割増賃金の算定の基礎となる時間当たり賃金の額に当該労働者の1日平均所定労働時間数を乗じて得た額をいいます。

① 申請者	(フリカナ) 中小建設事業主等の名称	〒	② 事業内容	イ 業 種		
	(フリカナ) 代表者の役職名及び氏名			ロ 常用労働者	人	
所 在 地	(フリカナ) 代理人又は提出代行者、事務代理者の名称	〒	③ 訓練実施事業所	ハ 資本金・出資総額	万円	
	(フリカナ) 氏 名			ニ 建設業許可番号	大臣 知事	
所 在 地	(フリカナ) 氏 名	〒		イ 名 称		
	(フリカナ) 氏 名	〒		ロ 所在地		
	(フリカナ) 氏 名	〒		ハ 担当者の氏名及び役職		
	(フリカナ) 氏 名	〒		ニ 電話番号(日中連絡先)		
	(フリカナ) 氏 名	〒		ホ 雇用保険適用事業所番号	<input type="text"/>	
	(フリカナ) 氏 名	〒			<input type="text"/>	
④ 技能実習計画	イ 実習内容(裏面2(3)イの番号を選択)		ロ 実施日	日(平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日)		
	ハ 講習実施機関名(主催者名)			(電話)		
	ニ 実施場所	学 科	(イ) 名称	(ロ) 所在地		
		実 技	(イ) 名称	(ロ) 所在地		
	ホ 支給対象者数	人	へ 本事業の実施や対象労働者に関して公共機関からの補助や助成金の有無		有(名称:)・無	
ト 訓練を受講する労働者からの費用徴収予定の有無	有・無	チ その他費用徴収予定の有無	有(内容:)・無			

(注1) ④ハ「講習実施機関名(主催者名)」は登録教習機関等へ委託する場合に記入してください。

(注2) 1つの技能実習について、一人当たり10万円が経費助成の限度額です。また、一人当たり20日分が賃金助成の限度額です。

(注3) この計画届を提出するときは裏面の注意事項を参照してください。

※ 管轄労働局処理欄

受 理 番 号:
受 付 印

建設労働者確保育成助成金（技能実習コース（経費助成・賃金助成））の計画の届出について

1 提出上の注意

- (1) この建設労働者確保育成助成金（技能実習コース（経費助成・賃金助成））の計画届（以下「計画届」といいます。）は、建設事業主が技能実習を実施する場合に、所在地を管轄する都道府県労働局（以下「管轄労働局」といいます。）長又はハローワークに提出するものです。
- (2) この計画届は、次の書類を添付して、技能実習を実施しようとする日の2か月前から原則として1週間前までに、管轄労働局又はハローワークに提出してください。
なお、計画届提出時点において提出が困難な場合には、訓練開始日の前日までに当該添付書類を提出してください。
イ 訓練内容等が確認出来る書類（実施主体の概要、内容、実施日、実施場所等の分かる書類（事前に対象者に配布したものの等）や訓練カリキュラム、受講パンフレット等）
ロ 指導員・担当科目表（建助様式第2号別紙）及び指導員の履歴書等（④イ「実習内容」が1又は5に該当する場合（登録教習機関等に委託する場合を除く。））
ハ その他管轄労働局長が必要と認める書類

2 記入上の注意

- (1) ①「申請者」欄は、申請を行う事業主の名称、代表者の役職及び氏名、所在地を記入し押印してください。また、申請者が代理人の場合、「申請者」欄に当該助成金に係る事業主等の名称、代表者の役職及び氏名、所在地を記入（押印不要）した上、申請者の記名押印等をして、委任状（任意様式）（写）を添付してください。また、申請者が社会保険労務士法施行規則第16条第2項に規定する提出代行者又は同施行規則第16条の3に規定する事務代理者である社会保険労務士である場合は、当該助成金に係る事業主の名称、代表者の役職及び氏名、所在地を記入し、押印するとともに、提出代行者又は事務代理者の名称、氏名、所在地を記入し、押印してください。
- (2) ②「事業内容」欄は、次により記入してください。
イ ②イ「業種」欄は、建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に定める別表の建設業の種類を記入してください。
ロ ②ロ「常用労働者」欄は、当該企業の常用労働者数を記入してください。なお、常用労働者とは、2か月を超えて使用される者（実態として2か月を超えて使用されている者のほか、それ以外の者であっても雇用期間の定めのない者及び2か月を超える雇用期間の定めのある者を含む。）であり、かつ、週当たりの所定労働時間が、当該事業主に雇用される通常の労働者と概ね同等（現に当該事業主に雇用される通常の労働者の週当たりの所定労働時間が40時間である場合は、概ね40時間である者をいう。ただし、労働基準法（昭和22年法律第49号）の特例として、所定労働時間がいまだ40時間を上回っている場合は、「概ね同等」とは、概ね当該所定労働時間を指す。）である者をいいます。
ハ ②ハ「資本金・出資総額」欄は計画届提出時における資本金又は出資の総額を記入してください。
- (3) ④「技能実習計画」欄は、次により記入してください。
イ ④イ「実習内容（裏面2(3)イの番号を選択）」欄は建設労働者に受けさせる技能実習の番号を次表より選択してください。

番号	実習内容
1	建設工事における作業に直接関連する実習（2から8以外のもの）
2	労働安全衛生法で定める特別教育
3	労働安全衛生法に基づく危険有害業務従事者に対する安全衛生教育
4	労働安全衛生法に基づく教習および技能講習
5	職業能力開発促進法に規定する技能検定試験のための事前講習
6	建設業法施行規則に規定する登録基幹技能者講習
7	技能継承に係る指導方法の向上のための講習
8	建設業法で定める技術検定に関する講習

- ロ ④ロ「実施日」欄は技能実習を実施する日数及び技能実習の初日と終日の日付を記入してください。
- ハ ④ハ「講習実施機関名（主催者名）」欄は技能実習を委託して実施する場合に記入してください。
- ニ ④ホ「支給対象者数」欄は、当該助成金の支給対象となる受講者の人数を記入してください。
- ホ ④ヘ「本事業の実施や対象労働者に関して公共機関からの補助や助成金の有無」欄が「有」の場合は当該助成金の支給対象とならない場合があります。
- へ ④ト「訓練を受講する労働者からの費用徴収予定の有無」欄が「有」の場合、当該助成金の支給助成対象となりません。
- ト ④チ「その他費用徴収予定の有無」欄は、④へや④ト以外に技能実習を実施するにあたり費用を徴収する場合は金額を記載してください。算定対象額から差し引くこととなります。

3 届出を行った計画の変更

届出を行った計画について、次のような変更を行うときは、「建設労働者確保育成助成金に係る計画変更届」（建助様式第9号）により原則事業の実施前までに変更の届出を行って下さい。

④イ「実習内容（裏面2(3)イの番号を選択）」、④ロ「実施日」、④ハ「講習実施機関名（主催者名）」、④ニ「実施場所」に変更が生じた場合

4 その他

- (1) 労働局において計画届が受理された場合についても、支給申請時に支給申請書及び添付書類において支給要件を満たさないことを確認した場合は、支給できません。
- (2) 偽りその他不正の行為により助成金の不支給措置がとられている場合は助成金を支給できないなど、助成金の支給には一定の要件があります。
- (3) 助成金の支給に関して管轄労働局又はハローワークに提出した書類等の写しを支給決定日から起算して5年間保存してください。
- (4) 偽りその他不正の手段により助成金の支給を受けた場合は、支給した助成金の全部又は一部を返還していただきます。
- (5) 助成金について不明な点がありましたら、管轄労働局又はハローワークにお問い合わせ下さい。

(事業主の方へ)

平成29年4月から 雇用保険料率が引き下がります

- ◆ 「雇用保険法等の一部を改正する法律案」が平成29年3月31日に国会で成立しました。平成29年4月1日から平成30年3月31日までの雇用保険料率は以下のとおりとなります。
 - ・ 失業等給付の保険料率は、労働者負担・事業主負担ともに1/1,000ずつ引き下がります。
 - ・ 雇用保険二事業の保険料率（事業主のみ負担）は、引き続き 3/1,000です。

平成29年度の雇用保険料率

事業の種類	負担者		② 事業主負担		①+② 雇用保険料率
	① 労働者負担 (失業等給付の 保険料率のみ)		失業等給付の 保険料率	雇用保険 二事業の保険料率	
一般の事業	3/1,000		3/1,000	3/1,000	9/1,000
(28年度)	4/1,000		4/1,000	3/1,000	11/1,000
農林水産・※ 清酒製造の事業	4/1,000		4/1,000	3/1,000	11/1,000
(28年度)	5/1,000		5/1,000	3/1,000	13/1,000
建設の事業	4/1,000		4/1,000	4/1,000	12/1,000
(28年度)	5/1,000		5/1,000	4/1,000	14/1,000

(枠内の下段は平成28年度の雇用保険料率)

※ 園芸サービス、牛馬の育成、酪農、養鶏、養豚、内水面養殖および特定の船員を雇用する事業については一般の事業の率が適用されます。



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

LL290331保01